

報第6号

平成28年度檀原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成28年度檀原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

平成29年9月6日報告

檀原市長 森下 豊

## 平成28年度檀原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

|         | 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率      | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------------|---------------|---------|--------|
| 平成28年度  | —<br>(△3.90) | —<br>(△21.41) | 8.4     | 40.9   |
| 早期健全化基準 | 12.17        | 17.17         | 25.0    | 350.0  |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

## 平成28年度檀原市資金不足比率報告書

(単位：％)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率         | 経営健全化基準 |
|---------|----------------|---------|
| 上水道事業   | —<br>(△126.63) | 20.0    |
| 下水道事業   | —<br>(△18.10)  | 20.0    |

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

○ 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率算定資料

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 【△927,099千円】

・実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額+事業繰越額)

・標準財政規模：地方財政法第5条の4第1項第2号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額 【23,735,594千円】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 927,099}{23,735,594} \times 100 = \Delta 3.90(\%)$$

(平成27年度 △5.82%、平成26年度 △6.54%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 【△46,296千円】

ロ 公営企業のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 【－】

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額 【1,345,089千円】

ニ 公営企業のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 【3,784,026千円】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 5,082,819}{23,735,594} \times 100 = \Delta 21.41(\%)$$

(平成27年度 △19.75%、平成26年度 △18.97%)

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額 【－】

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの【879, 359千円】

ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの 【50, 113千円】

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 【400, 000千円】

ホ 一時借入金の利子 【－】

・特定財源：国や都道府県等からの利子補給、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金、公営住宅使用料、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税等 【927, 886千円】

$$\text{実質公債費比率 (平成28年度)} = \frac{(4,552,499 + 1,329,472) - (927,886 + 3,415,780)}{23,735,594 - 3,415,780} \times 100 = 7.57 (\%)$$

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率 (3か年平均)} &= \frac{(\text{平成26年度} + \text{平成27年度} + \text{平成28年度})}{3} \\ &= \frac{(8.98 + 8.77 + 7.57)}{3} = 8.4 (\%) \end{aligned}$$

(平成27年度 8.9%、平成26年度 9.2%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高 【36,887,569千円】

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

【1,076,350千円】

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

【12,635,236千円】

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

【509,857千円】

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

【5,037,879千円】

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

【3,500,470千円】

ト 連結実質赤字額 【-】

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 【-】

・充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

【6,413,327千円】

・特定財源見込額：地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 【8,634,132千円】

・地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 【36,279,296千円】

$$\text{将来負担比率} = \frac{59,647,361 - (6,413,327 + 8,634,132 + 36,279,296)}{23,735,594 - 3,415,780} \times 100 = 40.9 (\%)$$

(平成27年度 75.9%、平成26年度 84.5%)

|                                                      |
|------------------------------------------------------|
| $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$ |
|------------------------------------------------------|

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

・資金の不足額＝（流動負債－控除企業債等－控除引当金等）＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－（流動資産＋貸倒引当金）－解消可能資金不足額

$$\begin{aligned} \text{上水道事業（法適用）} &= (769,554 - 278,425 - 14,547) + 0 \\ &\quad - (3,963,055 + 5,000) - 0 \\ &= \text{【}\Delta 3,491,473 \text{千円】} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{下水道事業（法適用）} &= (2,042,418 - 1,512,643 - 8,899) + 0 \\ &\quad - (812,429 + 1,000) - 0 \\ &= \text{【}\Delta 292,553 \text{千円】} \end{aligned}$$

・事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

$$\text{上水道事業（法適用）} = 2,762,606 - 5,304 = \text{【}2,757,302 \text{千円】}$$

$$\text{下水道事業（法適用）} = 1,616,396 - 0 = \text{【}1,616,396 \text{千円】}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\Delta 3,491,473}{2,757,302} \times 100 = \Delta 126.63 (\%) \\ \text{（上水道事業）} & \\ &(\text{平成27年度 } \Delta 105.20\%, \text{平成26年度 } \Delta 90.93\%) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\Delta 292,553}{1,616,396} \times 100 = \Delta 18.10 (\%) \\ \text{（下水道事業）} & \\ &(\text{平成27年度 } 7.19\%, \text{平成26年度 } 0\%) \end{aligned}$$

※ただし、平成27年度及び平成26年度は法非適用による算出。